

お知らせ

信用保証料の誤徴収について

令和8年3月25日
滋賀県信用保証協会

この度、2社3件の信用保証料の算定において、会計参与設置会社に対する保証料割引の失念により、信用保証料を誤って徴収したことが判明しました。

すでに、お客様に対しては経緯のご説明と謝罪を行い、速やかに保証料を返戻いたしました。

お客様および関係機関の皆さまには、多大なご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが起こらないよう、チェック体制を強化し再発防止に万全を期してまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
保証部保証第1課、保証第2課
TEL 077-511-1321、077-511-1322